



令和7年8月26日 15時30分
近畿地方整備局

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施

近畿地方整備局は、明治株式会社に対し、宅地建物取引業法第69条第1項に基づく聴聞を実施します

- 期日 令和7年9月3日(水)14時00分
- 場所 大手前合同庁舎 9階 近畿地方整備局 建政部 第4会議室
- その他 傍聴には事前申込みが必要となります

詳細は別紙のとおりです。

＜取扱い＞ _____

＜配布場所＞ 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

＜問合せ先＞

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第二課

課長 よしだ はるとも 吉田 治智 (内線6651)

課長補佐 こじま ゆきひさ 小島 之尚 (内線6652)

電話 06-6942-1141(代)

別紙

宅地建物取引業法第69条第1項の規定に基づく聴聞の実施について

近畿地方整備局は、下記のとおり明治株式会社に対し、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第69条第1項の規定に基づく聴聞を実施しますので、お知らせします。

なお、本聴聞は法第69条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により公開にて行います。

記

1. 期 日 令和7年9月3日(水) 14時00分
2. 場 所 大手前合同庁舎 9階 近畿地方整備局 建政部 第4会議室
3. 被聴聞者 明治株式会社 代表取締役 西園寺 優真
4. 予定される処分の内容 法第65条第2項に基づく業務停止

5. 不利益処分の原因となる事実

被聴聞者は、その従たる事務所である神戸支店において、唯一の専任の宅地建物取引士が令和4年8月31日に退職し、不在であったにもかかわらず、新たな宅地建物取引士を設置しないままその事務所を移転し、京都支店として新たに開設する旨の届出をおこなった。

その後、この事務所において専任の宅地建物取引士が交代した旨の届出をおこなったが、交代までの間、交代前の専任の宅地建物取引士が在職していたとする届出は事実と異なっていた。この結果、新たに専任の宅地建物取引士を設置する令和6年7月18日までの間、法の規定に適合しない状態を継続させた。

このことは、法第31条の3第3項の規定に違反する。

6. その他

(1) 関係人について

当該処分について利害関係を有し、当該聴聞に関する聴聞の手続に参加することを希望される方は、当該関係人の氏名、住所、電話番号及び当該聴聞にかかる不利益処分について利害関係を有することを記載した書面(様式自由)により、令和7年8月29日(金)17時までに必着するよう申込み、主宰者からの参加の許可を得る必要があります。

(2) 聴聞出席者について

行政手続法(平成5年法律第88号)第21条の規定により、被聴聞者(参加人を含む。)は、聴聞の出頭に代えて主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類を提出することができるため、聴聞を被聴聞者の出席なく行うことがあります。

(3) 傍聴について

事前予約制とさせていただきます。申込み方法は別添のとおりです。

(4) カメラ撮りは聴聞冒頭(被聴聞者の入室前まで)に限らせていただきます。

別添

傍聴希望申込み手続きについて

傍聴を希望する方は、令和7年9月1日(月)17時までに必着するよう、下記登録先までメールにてお申し込みください。

メールによる申込みをいただいた後、令和7年9月2日(火)12時を目処に傍聴の可否を返信します。万が一、返信メールが来ない場合には下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【登録・問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第二課 小島

T E L:06-6942-1141 (内線6652)

メー ル: kkr-kensan2@mlit.go.jp

※傍聴申込みのメールは、件名を「傍聴登録」とし、メール本文に必ずお名前、電話番号、メールアドレス及び報道関係者の方は社名をご記入願います。